

平成二十三年二月十日付け広島県報（定期）第十二号に登載の広島県告示第百五号（指定
 施業要件変更予定保安林にする旨の通知）の一部を次のように訂正する。

農林水産局森林保全課長

一	ページ		行	誤	
二	八	平成十年六月十一日農林水産 省告示第九百三十三号（二）に 係るものに限る。）	八	平成十三年二月八日農林水産 省告示第七十六号	正
		平成十年六月十一日農林水産 省告示第九百三十三号（二）に 係るものに限る。）		平成十二年二月二十四日農林 水産省告示第二百八十三号	
		平成十年六月十一日農林水産 省告示第九百三十三号（二）に 係るものに限る。）		平成十 三年二月八日農林水産省告示 第七十六号、	